

# 大分県報

令和五年  
四月六日  
号外（六三）

（木曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

- 参議院大分県選出議員補欠選挙の執行……………一  
参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………一  
参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………二  
参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法……………二  
参議院大分県選出議員補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………二  
参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二  
参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………二  
参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………三  
参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………三  
参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができ  
る実費弁償の最高額等……………三  
参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行  
う場所及び日時……………三  
参議院大分県選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行  
う場所及び日時……………三

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による参議院大分県選出議員補欠選挙を次のとおり執行する。

令和五年四月六日

令和五年四月六日

- 一 選挙期日 令和五年四月二十三日  
二 選挙すべき議員の数 一人

#### 大分県選挙管理委員会告示第四十五号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和五年四月二十三日執行

参議院大分県選出議員補欠選挙投票



- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選委印  
県理之  
分管会  
大議員

候補者氏名

候補者氏名
-------

#### 備考

- 一 用紙はクリーム色とし、黒色のインクで印刷する。  
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。  
三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。  
四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。  
五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「さんぎいん」とする。

大分県報号外（選管委告示）

一

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 確認の方法  
証紙を交付することにより行う。
- 二 交付する証紙の様式

令和5年執行  
参議院議員補欠選挙  
第 区  
政治番号活動  
大分県選挙管理委員会

備考

- 一 「第 区」には、衆議院（小選挙区選出）議員の大分県の選挙区の番号を記載し、「番号」には一連番号を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和5年執行  
参議補欠選挙  
運動用ビラ  
番号  
大分県選管

備考

- 一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙長職務代理者	区分	住所	氏名
大分市	大分市	角山光邦	曾根田 英雄

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

四月六日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十四階 大会議室

四月七日以降

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第五十二号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和五年四月二十六日十一時

大分県選挙管理委員会告示第五十三号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

4 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元

5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元

6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき二の一の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額

2 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第五十四号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和五年四月十七日二十分

大分県選挙管理委員会告示第五十五号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月六日

令和五年四月六日

大分県報号外（選管委告示）

大分県選挙管理委員会委員長

一 木

俊

廣

一 場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時

令和五年四月六日十七時四十分